

令和8年度 全国安全週間県下一斉安全パトロール等実施要領

1 趣 旨

「令和8年度全国安全週間」の実施に当たり、山形労働局は「令和8年度全国安全週間実施要綱」に基づき、「第14次労働災害防止計画」（2023年度から2027年度）の目標達成に向け、労働災害のさらなる減少につなげるために、事業主、関係団体等に対し自主的な安全管理活動の推進を呼びかけ、また、広く県民の安全意識の高揚を促すこととし、全国安全週間（本週間7月1日～7日、準備期間6月1日～6月30日）の期間中に県下一斉安全パトロール等の実施を主唱する。

2 県下一斉安全パトロール実施日

令和8年7月2日（木）

3 主 唱 者

山形労働局・各労働基準監督署

4 実施事項

（1）主唱者の実施事項

- ア 山形労働局長・各労働基準監督署長等が自ら安全パトロールを実施する。
- イ 安全パトロール等が円滑に実施できるよう労働災害防止団体ほか関係事業者団体等（以下「労働災害防止団体等」という。）に必要な指導援助を行う。
- ウ 労働災害が増加傾向にある業種の事業場等に対し積極的に安全パトロール等の趣旨や具体的実施事項について周知徹底を図る。

（2）労働災害防止団体等の実施事項

全国安全週間準備期間中及び本週間の実施事項については、全国安全週間実施要綱で定められているもののほか、次に掲げる事項とする。

- ア 会員事業場に対し安全パトロールを実施する
- イ 会員事業場における自主的な安全管理活動の活性化を促進するため、安全パトロール等の趣旨を周知する。
- ウ 会員事業場が実施する実施事項についての指導援助を行う。

（3）各事業場の実施事項

事業者は、全国安全週間または準備期間中に自社が行う安全衛生活動が「令和8年度全国安全週間実施要綱」の「10 実施者が継続的に実施する事項」を踏まえた内容となっているかについて再点検するとともに、特に、次に掲げる重点事項については安全活動としての確実な実施を目指す。

ア 安全管理体制の強化と安全水準の向上を図り、かつ、継続的な安全活動の定着に向けた取組を展開する。

(ア) 経営トップによる職場巡視

(イ) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

(ウ) 4 S（整理、整頓、清掃、清潔）活動、危険箇所の表示等の危険の「見える化」等を活用した転倒災害防止対策の推進

(エ) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

(オ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

イ 小売業、社会福祉施設等の第三次産業における労働災害防止対策

(ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

(イ) 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な活動の充実・活性化

(ウ) 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発

ウ 陸上貨物運送業における労働災害防止対策

(ア) 荷台からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用

(イ) 荷主等の管理施設におけるプラットホームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進

(ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

エ 建設業における労働災害防止対策

(ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご、脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用

(イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用

(ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

(エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

(オ) 自然災害からの復旧・復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落防止等の労働災害防止対策の実施

オ 製造業における労働災害防止対策

(ア) 機械の危険部分への覆いの設置等による「はさまれ・巻き込まれ」等防止対策の実施

(イ) 自主的なリスクアセスメントの実施

カ 林業の労働災害防止対策

(ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並び

に適切な作業方法の実施

(イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

キ 業種横断的な災害防止対策

(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

(イ) 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

(ウ) 交通労働災害防止対策

(エ) 熱中症予防対策

a 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生法に基づく措置義務の徹底

b 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策の実施

(オ) 個人事業者等を含めた災害防止対策